


# 警察手数料徴収条例の 一部改正について

**令和元年12月1日より、  
運転免許に関する手数料が一部変更  
になります。**

(令和元年10月7日に、警察手数料徴収条例の一部を改正する条例が公布され、同年12月1日施行されるため。)

**運転免許関係で変更になる手数料  
は次のとおりです。**

- **運転免許試験手数料**  
(仮運転免許に係る試験を除く)  
特定失効者のうち、公安委員会がやむを得ないと認める事情があった場合  
**800円 (新設)**
- **第一種又は第二種運転免許証の交付手数料**  
特定失効者のうち、公安委員会がやむを得ないと認める事情があった場合  
**1,700円 (新設)**
- **運転免許証再交付手数料**  
第一種又は第二種運転免許に係る運転免許証の再交付手数料  
**3,500円**  **2,250円**